

敦賀市社会福祉協議会指定訪問看護事業所「あいあい」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が開設する指定訪問看護事業所「あいあい」（以下「事業所」という。）は、要介護者及び在宅療養者等（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、主治医の指示に基づき、必要な看護、リハビリテーション及び指導を行うことによって、療養生活を支援し心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、前条の目的を達成するため地域との結び付きを重視し、関係行政機関、地域の医療、保健及び福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」
- (2) 所在地 敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者（以下事務職員を除き「看護師等」という。）の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 保健師、看護師、准看護師 常勤換算で2.5人以上
- (3) 理学療法士又は作業療法士 実情に応じた適当数
- (4) 事務職員 1人以上

2 前項第2号に掲げる職種の職員の員数は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第60条第1項第1号に規定する員数を下回らないものとする。

3 管理者は事業所従事者の業務の管理を一元的に行うものとし、訪問看護を提供するものとする。

4 第1項第2号に掲げる職種の職員は訪問看護に従事し、第1項第3号に掲げる職種の職員はリハビリテーションに従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日の年末年始は除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 終末ケア等を必要とする利用者からの申し出により訪問看護を行う場合は、前項のかぎりではない。

3 24時間常時、利用者やその家族からの電話に対応できる体制とし、必要に応じて緊急時訪問看護を行うものとする。

(訪問看護の提供方法及び内容)

第6条 事業所が行う訪問看護は、利用申込者の主治医が発行する指示書及び第7条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、看護師等が家庭を訪問して行う看護及びリハビリテーションにより実施する。

2 事業所が行う訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状観察
- (2) 清拭・洗髪
- (3) 褥瘡の処置
- (4) 体位交換
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事・排泄の介助
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 家族の介護指導等
- (10) その他前各号に属さない必要な看護業務

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等)

第7条 看護師等は利用者ごとに、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

2 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

4 管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書に関し、必要な指導及び管理をしなければならない。

5 市社協は主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出しなければならない。

(緊急時等の対応)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者に病状の急変やその他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料及びその他の費用)

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合の額とする。

2 健康保険法に基づき訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法に定める金額とする。

3 利用者の申し出により1時間30分を超えて提供される保険適用外の訪問看護として、利用者から支払いを受ける額は次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 午前8時から午後6時まで 30分ごとに500円
- (2) 午後6時から午後10時まで 30分ごとに1,000円
- (3) 午後10時から午前6時まで 30分ごとに2,000円

(4) 午前6時から午前8時まで 30分ごとに1,000円

4 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、敦賀市の区域とする。

(利用者等への事前の説明等)

第11条 事業所は、訪問看護の提供に際して利用時間、サービス内容、利用料等の当該訪問看護のサービス利用に関する事項を契約書及び重要事項説明書等に明記し、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 指定訪問看護の利用者は、訪問看護サービスを利用することにより自らも要介護状態の軽減又は悪化の防止に努めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業所は、虐待の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や災害等の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防及びまん延防止のための措置)

第15条 事業所は、事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従事者の研修)

第16条 事業所は、事業所の従事者の資質向上を図るための機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(秘密保持)

第17条 看護師等及び事務員は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は、市社協会長が定めるものとする。

附 則

- 1. この規程は、平成7年3月29日から施行する。

附 則

- 1. この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

- 1. この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1. この規程は、平成11年1月18日から施行する。

附 則

- 1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1. この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1. この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

- 1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和8年7月1日から施行する。